

会議名称	平成17年度第4回 杉並区情報公開・個人情報保護審議会会議録	
日時	平成17年12月21日(水) 15時～17時15分	
場所	杉並区役所 第3委員会室	
	委員	江藤会長、遠藤委員、桐畑委員、澤海委員、菅沼委員、高橋委員、武田委員、夏目委員、花柳委員、藤井委員、柳澤委員、岩田委員、河津委員、田中委員、藤本委員、横山委員、青山委員、小幡委員、茶谷委員
	実施機関	森田防災課長、小林障害者施策課長、小澄健康推進課長、小町建設課長、皆川環境課長、馬場学校運営課長、白垣児童青少年センター所長
	事務局	南方行政管理担当部長、高区長室長、和久井情報システム課長、宇賀神法規担当課長
傍聴者	1名	
配付資料	事前	・平成17年度第3回情報公開・個人情報保護審議会会議録 ・平成17年度第4回情報公開・個人情報保護審議会 報告・諮問事項
	当日	・会議次第 ・電算入力記録票の記録項目名称変更について ・和泉北学童クラブにおける個人情報の紛失について
次第	1 平成17年度第3回会議録の確定	
	2 諮問・報告事項	
	災害時職員非常呼集連絡に関する業務の登録について(修正)	報告 12
	災害時職員非常呼集連絡名簿管理システムに登録する個人情報項目について(新規)	諮問 28
	自立生活支援に関する業務の外部委託について	諮問 29
	機能訓練等に関する業務の外部委託について	諮問 30
	喫煙対策実施施設の登録等に関する業務の登録について(新規)	報告 13
	喫煙対策実施施設登録台帳管理システムに登録する個人情報項目について(新規)	諮問 31
	水害統計調査に関する業務の外部委託について	諮問 32
	大気汚染防止に関する業務の登録について(修正)	報告 14
	アスベスト含有建物等台帳管理システムに登録する個人情報項目について(新規)	諮問 33
	教育・指導に関する業務の外部委託について	諮問 34
	教育・指導に関する業務の外部結合について	諮問 35
	オンライン自習学習システムに登録する個人情報項目について(新規)	諮問 36
審議結果	災害時職員非常呼集連絡に関する業務の登録について(修正)	報告了承
	喫煙対策実施施設の登録等に関する業務の登録について(新規)	
	大気汚染防止に関する業務の登録について(修正)	

審 議 結 果	災害時職員非常呼集連絡名簿管理システムに記録する個人情報項目について（新規）	答申
	自立生活支援に関する業務の外部委託について	
	機能訓練等に関する業務の外部委託について	
	喫煙対策実施施設登録台帳管理システムに記録する個人情報項目について（新規）	
	水害統計調査に関する業務の外部委託について	
	アスベスト含有建物等台帳管理システムに記録する個人情報項目について（新規）	
	教育・指導に関する業務の外部委託について	
	教育・指導に関する業務の外部結合について	
	オンライン自習学習システムに記録する個人情報項目について（新規）	

会 長	第4回審議会を開催します。ご多忙のところ、ご出席ありがとうございます。今日の欠席の委員について事務局からお願いします。
区長室長	本日の会議につきまして、欠席される旨のご連絡がございましたのは鈴木委員1名です。なお田中委員は少し遅れるという連絡が入っています。以上です。
平成17年度第3回会議録の確定	
会 長	議題に入ります。最初に前回の会議録の確定を行ってから、報告・諮問案件の審議に入りますので、よろしくお願ひしたいと思います。前回第3回の会議録について、修正等、ご意見がございませうか。
委 員	議事録の5頁の下のところですが、協定書の第21条で第三者に委託を禁止しているというところで質問しましたら、この場でお答えできることは口頭でお答えいただけるということで、そのほかについては文書で出さるという説明だったのですが、この第三者委託禁止についての説明は、今日、文書でいただけるのですよね。それが1点です。 4頁の高井戸保育園の指定管理者の取扱いは、個人情報の数が5,000人を超えるものではありませんと言いますが、個人情報の件数を数えるときは、今度、東京家庭学園は上水保育園と光ホームの個人情報も合算して考えるというのが、法律の考え方ではないかと思つたのですが、そこをもう1回お聞きしたいのですが、以上2点です。
法規担当課長	2つ目のご質問の5,000人の数のカウントですが、これは情報の件数ではなくて、人数に着目した個人情報保護法の件数のカウントですから、この家庭学校では5,000人を超えるものはないということで聞いています。 1点目の21条の委託禁止の中身のことで、私も冒頭、個別具体的なことは保育課長に確認してということで、一般的なお話として前回お答えしているのですが、その後の7頁にありますように、会長から、ご質問の内容については、直接、審議会が所管するものではないため、具体的なことは保育課長等に委員から直接ご質問をしてください、という発言もいただき、また委員からも特に異論がありませんでしたので、個別具体的な中身については委員から直接聞いていただければと思つています。具体的には、この間のお答え以外にもっと個別に細かいところということなんでしょうか。
委 員	第三者委託を禁止していることについて、高井戸保育園からの個人情報を外部委託するという項目が協定書の中にありますので、このところを説明していただきたいということを前回申し上げましたので、今回、文書で送られてくるのかなと思つたら送られてきませんでしたので、この委員会で説明いただけるものと思つたので、確認しました。
法規担当課長	7頁に記載がありますように、一律すべてについて第三者委託を禁止してしまいますと、医師や教育の専門の方に、健康診断や養育相談をするときなど、他の福祉施設などもそうでしょうが、相談業務、指導業務がそもそも成り立ちません。そこで協定の中で、こういう範囲については許されるが、それ以外のものについては第三者に対する委託は駄目ですということでお答えしたつもりで、ご了解をいただいたものと思つていました。
委 員	わかりました。
会 長	ほかにございますか。
法規担当課長	訂正が1カ所だけあります。20頁の上から3つ目の委員の欄です。「規範」を「基本」に訂正願ひます。また、本日の資料の確認ですが、送付しました資料の外に、「会議次第」、「電算入力記録票の記録項目名称変更について」、「和泉北学童クラブにおける個人情報の紛失について」の三点の資料をお配りしておりますのでご確認ください。
情報システム課長	いま、法規担当課長からご説明がありました、本日の席上配付資料の「電算入力記録票の記録項目名称変更について」の内容について説明させていただきたいと思つています。
会 長	待つてください。議事録の確認をしてから入りたいと思つますが、記録項

	目の説明というのは前回の議事録に関連してですか。
法規担当課長	情報システム課長が申し上げたのは議事録の 16 頁の内容についてです。「受給者番号」について、前回に議論があったのですが、これにつきましては、区長室長から、次回、少し整理して提出したい旨の発言がありましたので、これを受けてシステム課長から説明をさせていただくものです。
会 長	わかりました。
情報システム課長	「電算入力記録票の記録項目名称変更について」について説明。
会長	ほかに訂正の箇所、ご意見等ございますか。なければ平成 17 年度第 3 回会議録は確定ということにします。
報告・諮問事項審議	
会 長	次に報告諮問事項の審議に入りたいと思います。
法規担当課長	その前に 1 点、よろしいですか。本日、席上でお配りした「和泉北学童クラブにおける個人情報の粉失について」の件ですが、所管課長が所用のため、報告・諮問事項がすべて終わった後に、ご報告をさせていただきたいと思っておりますので、ご了承ください。
(区長室長が諮問文を読み上げ、諮問文を会長に手渡し)	
報告第 1 2 号、諮問第 2 8 号・諮問第 2 9 号・諮問第 3 0 号	
会 長	報告第 12 号、諮問第 28 号、諮問第 29 号、諮問第 30 号の審議に入りたいと思います。一括して事務局から説明をお願いします。
法規担当課長	報告第 12 号、諮問第 28 号・諮問第 29 号・諮問第 30 号について説明。
会 長	関連している報告 12 と諮問 28 について、先に質問、ご意見等を受けることにしますがいかがですか。
委 員	<p>3 頁の記録の項目の中で、5 電話番号、7 資格というのがありますが、このご説明をいただきたいということと、4 頁のちょうど真ん中あたりですが、「緊急に参集できる区内在職員を中心に指名を行う（隊員数 131 名）」とありますが、これは区内に住んでいる職員ということなののでしょうか。</p> <p>2 頁に戻りますが、携帯電話のメールアドレスを登録するというふうに理解していますけれども、携帯電話を 2 台以上持っている者については全部登録するということなののでしょうか。登録を職員が拒否することはできるのでしょうか。職員が自宅に持っているパソコンのメールアドレスというのは、収集されていなかったのでしたよね、というのが質問です。</p> <p>それから、現在、家で仕事などをしていると、教育委員会が防災無線を使っているのでしょうか。子供の登下校時間に「見守ってください」という放送をしていますけれども、今回のこの諮問は、災害時職員非常呼集連絡に関する業務に限定されているのだと思いますけれども、これは水害に限定されているということなののでしょうか。それとも、これからいろいろなことが起きたときに、緊急でこういうことを前提にしてというときは、また個別に諮問してくださるのでしょうか、ということをお聞きしたいのです。</p>
法規担当課長	電話番号ですが、始めに携帯電話に掛け、繋がらない場合には自宅の電話番号に掛けますので、この電話番号というのは自宅と携帯番号の両方です。次に、メールアドレスですが、これは緊急で瞬時に参集してもらうわけですから、自宅のパソコンではなく、職員が携帯している携帯のメールアドレスを想定しています。その他につきましては所管の防災課長から説明します。
会 長	資格というのがありましたね。
法規担当課長	資格は、災害時も現場に出たりしますので、自動車の運転免許のことです。
防災課長	<p>基本的には区内在職員 131 名に参集を求めるというものです。役職等によっては区外の者もいます。それから災害時の緊急部隊ですので水害のみではありません。例えば先日、テロの訓練をやりましたけれども、こういったことが万一起きた場合には、土日・夜間の場合には参集を求めるともあります。また、大きな火事の場合についても対応するものです。</p> <p>次に、複数持っている場合ですが、基本的には 1 台のみの登録をお願いし</p>

	ています。それから現在、拒否をしている者はいません。
委員	では拒否してもいいということですか。
防災課長	厳密にはできないことはないのでしょうけれども、了解を得て登録させていただいています。電話だけという者もいるかもしれませんが、基本的には携帯電話を持っている職員には登録をしてもらっています。ただ、全くアドレスを持っていない職員もいますので、その場合には電話でお願いしているところですよ。
委員	この携帯電話のメールが登録された後、いずれ削除されるという場合があるかと思いますが、削除されるのはこういったタイミング、どういう時なのでしょう。
法規担当課長	当然、この部隊から外れれば必要ありませんし、退職した場合などにも削除することになるかと思えます。
会長	ほかにございますか。
委員	先般の東京都の非常招集の場合、足立区で通じなかつたり持っていなかつたりということで、いろいろトラブルが起きていますけれども、その点の訓練は杉並区としてどういうふうに対処するのか。例えば、外出先にはちゃんと持って行きなさいとか、基本的なことですけども、きちんと通信できるように持ちなさいとか、自宅に常に連絡できるようにしなさいとか、万一、通じなかつたり集まらなかつたりという危険性もあるのではないかと思います。防災課長のお考えで結構ですから、聞かせていただければと思います。
防災課長	人間ですので、パーフェクトということはないかもしれませんが、ですけども基本的に携帯の場合には電源オンにして常時持ち歩く。そのようにお願いしているところですよ。
委員	そうすると、定期的に通話訓練とか招集訓練とか、そういうことを計画されますか。
防災課長	当然のことながら、雨の多い時期が近づいてまいります前に、抜打的な訓練もやろうかと思っているところですよ。
会長	ほかにございますか。それでは報告 12 は受けたことにします。諮問 28 は決定ということによろしいですか。
	(異議なし)
会長	質問ですが、大した問題ではないですけども、4 頁の都市型災害対策緊急部隊編成の 2 行目のところに、「戦後 2 番目の大きな被害(床上、床下浸水等約 2300 件)」と書いてあります。ところが 15 頁を見ると、諮問 32 の事業内容の 8 行目のところに、「なお、今般の水害による被害は広範囲で被災世帯も約 3,000 世帯に及ぶこと」とあります。これはちょっと数が違い過ぎるので、床上、床下浸水のほかに何か入れて 3,000 とされているのかどうか。
建設課長	2,300 というのは、実際に床上と床下の被害が出た被災台帳上の数字です。そのほか床下以外にも被害が出ていることから、それらも調査したいということで、3,000 と書かさせてもらったもので、統計上の集計の仕方によって数字が違ってきてしまっています。
会長	どちらか統一しておいたほうが、信頼性があるのではないのでしょうか。
防災課長	実を言いますと、この 2,300 というのは実際に被災台帳を作成したものでございまして、一方では、建物の所有者として勘定しているものもございまして、そうすると、ある意味でダブルカウントになってしまうものもございまして、そんなようなものも計上しているものですから、数字に違いが出ているものと思われまして。
会長	なるほど、わかりました。
委員	諮問内容とちょっと違うのですが、今回の水害の時には防災無線というのは使われましたか。

防災課長	使用していません。
委員	ですね。それでわからなかった人はいっぱいいます。
防災課長	これについては、直ちに使えるような体制をとっているところです。
会長	次の諮問 29、諮問 30 について質問、ご意見をお願いします。
委員	7 頁の 15 番の学習記録と 20 番の保険という言葉の意味を説明していただきたいです。
障害者施策課長	<p>15 番については、いろいろなサービスを受けているときに、どういった指導の中身になるか、どういった訓練を受けているか、そういった内容を記録しているということです。自立生活支援についても相談の中で、これからサービスが合っているかどうかというアセスメントの部分もありますから、記録項目になっているものです。</p> <p>20 番ですが、保険については医療保険や、障害者の医療費助成などがありますので、その内容をお聞きしながら相談を受けていくという形で記録項目になっているものです。</p>
委員	運営協議会の構成というものを教えていただきたいのと、運営協議会の中でどの程度の範囲の人が、この情報について見ることができるのか。
障害者施策課長	<p>運営協議会の構成ですが、現在、29 名だったと思います。障害者の団体、地域の町会、自治会、商店会等、幅広い団体から推薦いただいた方で構成されています。</p> <p>この情報の範囲ですが、運営協議会の中でそれぞれ担当者として自立生活支援の相談担当や、機能訓練等の担当者が業務の範囲内で情報を取扱うことになるかと思えます。個人情報幅広く運営協議会の中に出るということはありません。</p>
委員	障害者団体の代表が運営協議会に出ているということですから、同じ団体の人が見る可能性が出るということになると、すごく不安を感じると思うのです。そういうことで確認させていただきます。そういうことがないように是非していただきたいと思えます。
障害者施策課長	<p>運営協議会ということは全体の委託団体でして、実際にはその協議会で職員を雇用しますから、実際の職務に当たる方がこの情報を扱うことになり、個人情報がそのまま運営協議会の委員や、そこを通じて外に流れるということはないということです。個人情報については厳格にしていきたいと思えます。</p> <p>もう 1 つは、それぞれ自立生活支援の相談事業、在宅交流事業も、現在の仕組みでいくと、身体障害者のデイサービスという身体障害者福祉法の支援費の事業になっています。そちらでも運営の基準の中で個人情報の取扱いが規定されていますので、そういった点については心配ないと考えていますし、また保護についても委託契約の中で徹底していきたいと思っています。</p>
委員	運営協議会の中で、この個人情報の取扱い方についての何か定めがあれば、次回でもいいですけど、要するに運営協議会の中でどう取り扱うかが問題になるので、その取扱い方について何か定めなり規則なりがあれば、そういうものを出していただいたほうが、委員としては安心できると思えますので考えていただきたい。
障害者施策課長	現在でも受付等の管理委託をお願いしているところですので、そういった点については当然、委託契約の仕様書の中で個人情報の取扱いというのを盛り込んでいます。今回、個人情報の項目ということでは、より詳しい情報になってきますから、その点については先ほどの委託の条件の中で仕様として明記していきたいと思っています。
委員	6 頁の末尾に※がしてあり、「委託事業者が業務の範囲内（医療相談、就労相談等）」とありますが、これは細かくきちっと決められているのですよね。範囲というのは、これ、これというふうに限定されているのですよね。
障害者施策課長	相談事業についてですが、当然のことながら相談を受けて、医療や就職、地域のグループホームであるとか、そういった事業者と話をするとき、ど

	<p>ういった希望があり、どういう状況なのかというのは、相談を受けて利用に結び付けるためには必要ですので、業務の範囲内で、ここでは医療相談、就労相談等という例示として挙げているものです。</p> <p>また、これは障害者地域自立生活支援センターという事業になりますが、運営基準というのがあり、その中で職員は個人のプライバシーを守ることが規定されていますので、当然職務として個人情報の保護は責務としてやる形にもなっています。</p>
会 長	ほかにございますか。
委 員	この運協の形態そのものは、おそらく地域区民センターの運協の組織的な内容とほとんど同じだろうと思います。これは確認ですが、ホームページで運協の会則、その他を確認できますか。
障害者施策課長	会則自体は、毎年総会をやっていますし、公開もしているのですが、ホームページには載せておりません。
委 員	本人同意となっていますけれども、障害の程度により本人同意がなかなか取れない場合には、例えば親族の意思が逆の効果になってしまうこともありますから、協議会等で親族と話し合っ、どういう方法がいちばん本人のためになるかというシステムはできているのですか。
障害者施策課長	相談については、本人から相談がある場合と、ご家族や関係機関から相談がある場合など、いろいろなことが想定されてきますので、その中で、いま委員のお話にもあったように本人が重度で、なかなか意思の確認ができない場合は、ご家族あるいは制度でいけば成年後見制度などを使い、後見人などから受けていくこととなります。外部提供する場合には親族とも十分に話し合いをしながら、気をつけていく必要があると思っています。そういった点も実態として現在、既に自立支援センターの事業を区の職員がやっていますので、きちっと引継ぎをしていきたいと思っています。
委 員	わかりました。
法規担当課長	ただいまの課長の説明に補足したいのですが、条例の規定では当該本人からの収集という中には、本人が未成年者、それといま委員からありましたように障害などの理由で意思表示の行為が不能だというときには直接収集できませんので、その場合については親権者や保護者、後見人、代理人から収集する場合も、本人収集の枠内ということになっています。
会 長	ほかにございますか。なければ諮問 28 号、29 号、30 号は決定とし、報告 12 号については報告を受けたものとしします。
報告第 13 号、諮問第 31 号、諮問第 32 号	
会 長	次に報告 13 号と諮問 31、32 について説明をお願いします。
法規担当課長	報告第 13 号・諮問第 31 号・諮問第 32 号について説明。
会 長	最初に報告 13 と諮問 31 について、質問、ご意見がございますか。
委 員	この喫煙のほうですが、これは管理者の名前、住所、電話番号ですけれども、公共的な意味から言うと、14 頁の施設というのはどういう施設なのかとか、どんな平米数ぐらいかとか、何か目的意識的に見ると、こういう内容もどこかに記録としてあってもいいのではないかと思います。13 頁には施設の名称というのが出てきますが、これはあくまで何を言うのか。14 頁の対象施設の内訳を言うのか、あるいはもっと具体的に何か店の名前を言うのか、目的を踏まえるのか、あるいは平米だとか 1 階、2 階、地下というのも含めるのか、その辺はどういうふうにお考えですか。
健康推進課長	台帳は種別に作ろうと思っていますので、飲食店、医療機関、美容所、理容所というように作ろうと考えています。そこに記載されるのがこの 4 項目ということです。区報で、区民の皆様に登録した店舗、施設等をお知らせするときにも、店舗名だけではわからないという場合がありますので、できるだけそれがわかるような格好で、お知らせをしたいと思っています。
委 員	プレートということですが、プレートの大きさはどれぐらいのものなので

	<p>しょうか。私は、これはあまり意味のないように感じますけれども、それはさておき、プレートの大きさを教えてください。</p>
健康推進課長	<p>プレートの現物はこのようなものです。これは入口に通行人から見えるような所に貼っていただき、そしてそこを通るお客様が、自分がここに入るか入らないか、受動喫煙が避けられるのかどうなのか、あるいはここが吸える所なのか、そういうものの判断材料にさせていただこうと考えています。今日は全面禁煙のものだけをお持ちしました。時間禁煙のものは時間が入るようになっていきます。</p>
委員	<p>おそらく自己申告になるのでしょうかけれども、実態と違った場合に困ると思います。例えば保健所とか、あるいは担当課のほうで立入り検査などもあわせて行われるかどうか、考えを聞かせてください。</p>
健康推進課長	<p>申請は保健所、各保健センターでしていただきますが、必ず実地調査、実態調査に伺わせていただくことにしています。その中で例えば資料の14頁にありますが、完全分煙という場合には、1秒間に0.2m以上の風が一方に流れることとなっていて、それを測定する機械が保健所にありますので、そういうのを持って調査に行くようにしたいと考えています。現にそれをやっています。</p>
委員	<p>このステッカーを出してもらうときは有償なのでしょうか。そのステッカーには区ないし何らかの公の機関が認定したという言葉が入るのでしょうか。現場の検査というのは保健所の職員がなさるのでしょうか、それとも民間の業者に委託なさるのでしょうか。</p>
健康推進課長	<p>1点目ですが、無償です。2点目は「杉並区」という名称をそのプレートに表示していますので、区がこれを出しているということがすぐわかるようになっていきます。3番目の現場確認は保健所の職員、保健センターの職員が実施します。</p>
委員	<p>関連ですが、保健所の検査というのは、実際にお客さんが中で吸っているかないか、プレートがあるところはきちんと守られているかを調査するのですか。</p>
健康推進課長	<p>登録の前に、実際に分煙等をそのようにやっているかどうかというのは実態調査します。その後、いま委員が言われたように守られていないようであれば、何か工夫をしなければいけないと思います。</p>
委員	<p>そうすると、禁煙のプレートを全部外させるとか。</p>
健康推進課長	<p>先ほど少し言葉足らずでした。無償と言ってもこれは貸し出すものです。したがって、要件に該当しなくなればお返しいただくことになります。</p>
委員	<p>14頁を読みますと、禁煙状況も3段階に分けるとか、喫煙者に対しての事前周知を図って非喫煙者の望まない受動喫煙を避けるとか、その後の項目とかも読みますと、かなり積極的に、ある意味規制するというか、喫煙者を排除するというような効果をはらんでいる施策のような気がします。これまで区の施策というのは、こういうことに関しては啓蒙とか啓発というレベルだったように認識していますが、根拠法令が杉並区喫煙対策実施施設登録制度実施要綱とありますけれども、この要綱をもって、このように区がわざわざマナーの範囲にまで、本来ならば店舗の経営者とか地域の団体とかが自主的に作成するようなものにまで、公権力が手を出してくるというか積極的に動き出してきたということは、これは何かよほどのきっかけというか、何かがあったかと思うのですが、その辺のところをご説明いただきたいです。</p>
健康推進課長	<p>1つには健康増進法という法律が制定され、こうした受動喫煙の防止ということが謳われています。また世界たばこ規制枠組み条約というのが、昨年2月に発効し、その中でもたばこの規制というのが進められているわけです。特に私ども区のほうでも分煙化のための検討というのを、この間ずっとやってきていまして、またいろいろな対策もとってまいりました。一昨年から特に具体的に検討して、区のほうでも分煙化対策指針というのを作り、それに基づいてこのような事業を進めてきたところです。特に受動喫煙の防</p>

	止という意味で、区民の皆様がそれを避けることができるというか、選択することができるようなものを店頭ではっきりさせておくことが狙いです。
委 員	営業する側の反対や抵抗はなかったのでしょうか。
健康推進課長	これは、あくまでも申請していただくということでやっておりますので、趣旨をご理解いただける方に手を挙げていただきます。これは区報などで登録店舗を公表してまいりたいと考えておりますが、登録はするけれども、公表は困るという店もあります。そういった店については、そのようなご要望に従ってやっていきたいと考えています。
会 長	例えば完全禁煙だという登録はするけれども、公表はしないということですか。
健康推進課長	はい。
会 長	そういう所にプレートは付かないわけですね。
健康推進課長	いや、登録していただきますと、プレートが店頭に出ることになります。ただ、区報とホームページでは公表しないことを選択が可能ということですよ。
会 長	区報等での公表はしないというだけの意味ですか？
健康推進課長	はい、そうです。
会 長	随分変ですね。店先に出ていけば、公表しているのではないですか。
健康推進課長	区報などで大々的に宣伝するのは嫌だという店も、確かにありますので、それはあくまでも店の意見を尊重しようと考えております。
会 長	わかりました。ほかにありますか。
委 員	公共の場所などを分煙しろという意見があることはわかっているのですが、あの機械は高いのです。区のほうでは区民の健康のためにやられるのでしょうか。補助金か何かを出す気持はあるのですか。
健康推進課長	委員がおっしゃったのは、たぶん空気清浄機などのことだと思います。現時点では空気清浄機を部屋の中に設置して、本当に空気が清浄され受動喫煙が防止されるという有効な証拠はないと言われております。したがって今はもう全くの禁煙か、部屋を分けたりする完全な分煙という方向にあります。したがって空気清浄機などの助成は、私どもでは今のところ考えておりません。
委 員	データ項目の話ですが、先ほど台帳を業種別に分けるというようなお話が出ていたと思います。施設の状況として今回は、全面禁煙、時間禁煙、完全分煙という3つのステータスがあると思うのです。これもデータ項目ではなく、台帳を分けるなりで管理するということですか。
健康推進課長	そのようにするつもりです。
委 員	業種自体が変わる店は少ないと思うのですが、施設の状況でどういった禁煙対策を取っているかというステータスは、それぞれの店でも徐々にレベルアップというか、変わると思うのです。単にシステム設計の話だと思いますが、ちゃんと管理しやすいようにしたほうがいいかと思います。
法規担当課長	この電算入力の記録の項目は、個人情報の項目ですが、いま委員が言われた業種については、それが結果的に個人を特定できる場合もあろうかと思いますが、単に業種の区分という意味で個人情報に該当しない場合が多いかと思っております。
委 員	いまの質問に関連するのですが、台帳を分類するということは、その項目の上に記録があるような性質ですから、飲食店で「おたふく屋」と書いてあったら、やはり飲食店というのは個人情報に該当するのではないのでしょうか。それからいま委員がおっしゃった全面禁煙などの区分についても、分類するということは、実質的にはその上に記録があるように考えられないわけでもないのです。最大限に書くとすれば、記録項目にも書かれるのが本来ではないかという感じもしないでもないのです。もう少し検討する価値がありそうな領域だと考えますので、是非ご検討いただきたいと思います。

法規担当課長	個別具体的にどうなるのかを判断しながら、整理していきたいと思いません。
会 長	ほかにありませんか。ないようですので報告 13 は受けたことにして、諮問 31 は決定ということにいたします。 次に、先ほどご説明のあった水害のほう、諮問 32 についてご意見、ご質問をお願いします。
委 員	この資料をいただいて、「委託とする」という所が疑問に思い、指摘させていただきます。水害に遭った 3,000 世帯に関しては、区からの見舞金と併せて一般区民からの見舞金も、すでに配付済みと伺っています。そこまで行っていないながら、新たに東京都なり国なりに資料を提出することに関しては、資料が足りないので、委託ということになっているようですが、すでに見舞金等まで配付されているならば、それだけ十分な調査ぐらいは終わっているのではないかと私は思っていたのです。ましてや 17 頁の委託業務内容から見ても、これぐらいのことはすでに調査が終わっていると思うのです。これからやる不足の部分ということでは、15 頁に被災された世帯の建物の全体の世帯数、延面積、事業所数などというのが書いてありますが、この程度でしたら折角ここまでやった区のほうの努力で、あと若干やれば委託する必要はないのではないかと読んでいたのです。そのところはどうか。
建設課長	すでに被災台帳を作成しているのですが、9月4日の水害ですぐにやったのは、3階建てぐらいのマンションの地下や1階で、実際に水の出た所だけを回ったのです。しかし今回の国からの統計というのは、2階、3階でも調査内容項目としては床下の被害となるので、緊急的な前回の調査とは違う形で調査が必要になるというものです。 調査内容についても統計上というか、地図情報の延床面積などを使いながらやっていますので、1人1人聴き取りで克明に現地調査をするようなことではないというのが事実です。ただ数が多いのです。これまでは水害でも昨年辺りの台風で、40~50件ぐらいでしたので職員でできたのですが、今回は3,000件ぐらいありますので、委託に出して速やかにやりたいと考えております。
委 員	だいぶ少なくなってきたところですが、今までも杉並区では水害というのが、何回もありましたよね。ただ大きい水害といっても、これぐらいの数の水害は今までもずっとあったと思いますし、これまでも国に報告する45日間という期限の中で、全部処理していたと思うのです。そういったことを踏まえて言えば、今さらこんな調査をしなくても、すでに回った時点で、水害があった時点でそこまでの配慮があれば、ここまですることはなかったのではないかと読んでいました。 区民への見舞いの費用なども、3,000世帯に漏れなく配られたという話を聞いております。それだけの時間があつたならば、この辺のことは簡単に出来たのではないかと読んでいます。区民から見ると、もっと簡単にやったと思うのですが、逆に区の職員の立場からだと、これぐらいしかできないのかなと思って見たのです。その点でどうしても出来なかったのであれば、しょうがないのかもしれませんが、今後を踏まえてこういうことのないように、その場ですべてこれだけのことが出来るような体制にするのが本当ではないか、と読んでいたところです。
建設課長	過去にも水害はありましたが、これだけ大きいのは狩野川台風以来です。平成7年ぐらいにもあったのですが、こんなに大きくはなかった。このところは多くても毎年大体40~50件ぐらいでしたので、職員でできました。今回、これだけの水害が出ましたから、委員のご指摘のように、実際に現場に行ったときに混乱いたしました。今度はこういう統計も含めて、被害台帳の調査の指標については、9月4日の水害の反省として、もう1回見直そうかと考えております。ただ、今回は誠に申し訳ありませんが、現状としてはこういうものが残ってしまいました。これは国の法律で決まっていますの

	で、至急やっていきたいと考えております。
委員	ちなみに、いくらかかるのですか。何人ぐらいの外部の社員ですか。
建設課長	委託料としては今回、300万円ぐらいを見ております。国からも多少の補助は出ます。
委員	16頁の「委託の条件」の10項目の中に、「立入調査の実施」というのがありますが、立入調査というのは、誰がどこに立ち入るのかを説明していただきたい。それから、その次の項目の「事故発生時の報告義務」というのは、どの次元での事故が発生するという事なのか、どういう事故を想定しているのか。また、この水害統計調査に関する文書の保存期間は何年でしょうか。
建設課長	まず立入調査についてです。例えばあるマンションに行ったときに、現場のほうで外から目視して、分かるものについては外観からの調査で行きたいのですが、例えば世帯数が分からないとき、目視できないときには、中へ入って郵便箱の数を数えたりするような形が、立入調査になるのかと思います。
委員	誰がどこへ調査するのですか。
法規担当課長	委託の条件ですので、個人情報等を外部委託する以上は、区が責任を持って委託事業を管理・監督しなければいけません。当然、委託する以上は必要があれば、例えば調査の進捗状況やトラブルや苦情があったようなときは、委託先の事業者の所に立ち入って、どういう調査を行っているか、どういう書類を出しているかということは、項目の中にあります。「事故発生時の報告義務」などは、あくまでも区の業務を委託している部分ですから、そこで何かあれば、区は責任を持ってその事故を解決しなければいけません。発生時の報告義務はどのような状況があって、どうなったかという顛末や現場検証も含めて、当然やるということを委託の条件としております。
委員	保存文書というのは、長期保存で10年ぐらいですか。もう3カ月前ですから、委託条件の中の「事故の発生時の報告義務」というのは、もうすでに区のほうで十分調査してあることでしょうかし、別に委託しなくてもいい項目もあると思います。そうすれば予算だって、もっと削減できるのではないですか。
法規担当課長	これは本来、区の業務なわけです。区の業務を区が直営でやらないで、委託先の民間事業者等に委託する上での条件になっています。災害によって事故がどのように発生したかということではなく、区が調査をするときに直営でやらないで、事業の委託を受けた民間会社が、この調査を行う上での事故があった場合の報告義務ということなんです。あくまでも個人情報についての委託の条件です。
委員	そういうことですか。災害ではないのですね。
会長	ほかにありますか。
委員	先ほどもお話を伺ったのですが、あるテレビ番組を見ていたときに、中野と杉並を比較していました。中野区は9時35分に防災無線が鳴って、1分後には防災委員会を設置しました。杉並は職員が70人集まったけれども、電話対応に追われて防災無線も鳴らさなかったと。3,000件もあってすごく大変だった、大変だったと言うけれども、私は多少人災のところもあったと思っています。確かに自然の脅威で大変だったのですが、そこだけを強調するのは、ちょっとおかしいのではないかと思います。諮問とは違ってすみませんが、意見として言わせていただきます。
区長室長	職員が集まった時点で本部を立ち上げたとする区もありますが、私どもはきちんと体制が整ってから本部とするなど、いろいろ課題はありますが、その辺について私どもが弁明することは一切ありません。ただ当日、防災課長が緊急部隊を設置したように、当日は日曜日で8時何分かに大雨警報が出て、すぐに駆け付けたわけですが、そのときには電話での対応はしていたわけなんです。いざというときには40分ぐらい、1時間以内に100名ぐらいの人

	間が集まれば、すぐ対応できます。そういった場合にある1つの地域だけに放送するのではなく、全区的にどのように放送するのかということも含めて、きめ細かくシミュレーションしてやっていきたいと思います。初動に立ち遅れがあったことは、私どもも広報で述べておりました、今後そのようなことのないように、いま全力で取組んでおります。
委 員	諮問 32 について、委託先が民間事業者というのはいいのですが、測量会社となっていますね。ただし、その裏の 16 頁にみると、「委託に係る個人情報」の項目となっていて、そこに「損壊」とか「被災箇所」等々と書いてあります。委託先は調査をするときに、測量士だけで足りるのですか。
建設課長	測量会社で十分だと考えております。損壊と言っても、今回の中では土石流で具体的に壊れたということはありませんので、損壊状態はそんなにはないと思いますから、測量会社で十分だと思います。
委 員	今はなかったけれども、次の災害のときに、委託する所が測量会社だけだといったら、また審議会にかけて建築会社も入れろということをしなればいけない。実際に使うか使わないかは別として、発生したときには困るから、やはり測量と同じグループにして、建築会社などを入れておいたらどうですか。
法規担当課長	今回は測量会社を予定しているということで、民間事業者というのを括弧で入れたのですが、委員がおっしゃるとおりです。この括弧を取ってしまうと、測量会社も建築会社もみんな入ってくるものですから、そういう場合も想定して、括弧を削らせていただければと思います。
委 員	「測量会社等」としたらどうですか。
法規担当課長	では、そのように訂正させていただきたいと思います。
委 員	要望になるかもしれませんが。区が1回調査した所に再調査に入るわけですよ。例えば私が聞いている障害者は、前に区が調査をしたときに床上まで浸水したけれども、区からの見舞金は6,000円しかなかったというのです。区の依頼というか、区の看板を背負って行くのでしょうかけれども、これから区とは別な形でまた再調査に行くと、何か傷の上塗りみたいな。調査をしても多分、今度は見舞金も何も出ないと思うのです。被害を受けたことを何回も何回もしつこく聞かれるというのは、誰でも嫌なことだと思うので、被害を受けた方の気持を理解して、その辺の温かい聞き方というか、調査の仕方をお願いしたいと思います。
建設課長	今回、実際にもう回った所については、現在の資料で足りる。マンションのような集合住宅について、被害のなかった2階、3階についても、今回の調査上は被災した一つの建物として捉えるため、むしろ被災されなかった部分を確認する必要があります。それも床下としてカウントしなさい、そういう所の床面積や世帯数も確認しなさいということなので、前に聞取調査をした人には直接はお会いしません。それとは違うところを現場へ行って確認してくるのですが、実際に住民の方と直接お会いすることはほとんどないかと思えます。
委 員	私は建築関係の仕事をやっているものですから。災害があったときに、区のほうでも建物の建坪などは若干調べたと思うので、それでも十分測れるくらいだと思うのです。マンションは1階や地下で災害になった所があって、私も見てきましたが、それ以上の災害になっていない所の階数も数えろ、ということでのカウント数だと思うのです。そんなことだったら300万もかけなくてもできるのではないかと思います。区のほうだって、ただで見舞いを届けたわけではないでしょう。災害の内容を十分承知してのことですから、そんなに難しいことではないと私は思っています。 それだけに委託すること自身、疑問に思っていたところ。それもやらないで、ただ水害だ、見舞いだ、そんな子供のようなことをやったわけではないと思いますから、このお宅には何坪ぐらいの建物があって、家族は何人で、何所帯の構成かということぐらいは、ちゃんと調べているのではない

	かと思います。足りない分がこの括弧に入っている、マンション等の所帯数や事業者の数だけだと思うのです。それだけだったら測量士まで頼まなくても、簡単にできることだと思うのです。逆に言えば、それもやっていなかったのでしょうか。
建設課長	9月4日のときには把握しておりません。
委員	9月4日は実際にあったときで、そんなときからではない。それから3カ月も経っているのですよ。見舞金もちゃんと納めて、社会福祉協議会からも民間の見舞金も納まって、全部終わっているのに、まだ災害地の状況がつかめていないというのだったらおかしいと思います。足りない分を補填するだけの調査で済むのであれば、そんなにかかることはないと思います。ましてや平米数も、そんなに難しいものではないですから。
建設課長	区で調査をして作成した見舞金についての台帳は、それはそれでまた1つの意義があると思います。これは国が、今後の河川計画や止水対策をやる統計上の目的がありますので、それをきちんとやるということです。その被害規模が大きかったので、今回は委託をかけていきたいということです。
委員	河川の目的でしたら、川の流れを見るのは関係ないですよ。それは別のほうでしょう。これは被害に遭った状況を報告しているわけですから、それとはまた別ではないですか。
建設課長	今回は国が法律で定めた調査でありまして、実際にこれが区民の方にご還元するかという意味では、国において把握されるものです。今回も善福寺川の溢れた所が緊急な国の激甚災害の指定を受けて河川改修が進みました。それも2,000戸以上の調査が必要ですので、そういう根拠づけをやる目的に使われます。
委員	それは分かるのですが、区では水のかかったお宅の平米数も何もつかんでなかったのですか。それくらいのことはやっているでしょう。
建設課長	9月の調査ではやっておりません。
委員	やってあるでしょう。災害にかかったお宅の浸水した所の面積ぐらいは測っていないのですか。ただ、ここにはないのは、上層階の水のかかっていない所を調査しろというだけでしょ。区だって災害に遭ったのは初めてではないのですから。
区長室長	私どもはこの審議会の前に、この委託はどうかという、内部での検討をさせていただきました。そのときに被災したお宅が何平米だったのかというの、把握していないことを確認しております。
委員	ないのですか。
区長室長	被災世帯の世帯数とか、どれぐらい水が上がったのかということは、ちゃんとチェックしています。実際に私も当日から9月の終わりぐらいまでその対応に関わっておりましたが、被災世帯も最初は600ぐらいから1,000というようにどんどん増えて、2,300になりました。それで見舞金を早くお届けする、消毒をどうするかということに追われたというのが実情です。 本来でしたら先ほどおっしゃったように、次は国の水害統計がくるよということで、その台帳と同じような、そういった手配をしてやっておけば、こういったことはなかったと思います。ただ見舞金をいかに届けるかということで、そのお宅が土間上どれぐらいか、床下がどうかということで、もうかなりの職員が体制を取ってやらせていただきましたので、平米数やそこまでは、きちんと把握できていませんでした。 国の統計では被災建物の延床面積、事業所が業種別にどうかなど、かなり細かいのです。それで国としての1つの施策をやっていくという項目を私どもも見まして、それも限られた期間でやらなければいけないということで、内心忸怩たるところはありますが、委託で仕方ないという政策判断をさせていただきました。いまご意見をいただいたようなことについては、今後こういったことがないように努めたいとは思いますが、水害があった場合には被災台帳の様式なども含めて、どのような対応をしていくべきかが私どもの

	課題ではないかと受けとめております。
委員	国の調査報告事項というのは、今回が初めてなのでしょうか。いままでも水害とか、いろいろあったはずですが、そういう報告はいままではなかったのですか。
区長室長	従来もありました。ただ、今回は先ほどからお話しているように狩野川台風以降、数十件というのがありました。私どもの予想を超えた2,300件という被害世帯に、最初の2週間ぐらいの間に、いかに見舞金を届けていくかという状況は、これまでなかったことです。その中で、「お宅は何平米ですか」とか、消毒液を持ってきてゴミをどうかというときに、国の調査内容についても把握するのは、実態としてなかなか難しいという事情もあったのです。
委員	こういう調査をやることは、当初からわかっていらしたのですね。
区長室長	いままでも経験がありますが、緊急対応の中では、そこが床上何センチか、床下何センチか、見舞金に該当するかどうかというところに全力でありまして、お宅は何平米ですかというところまでの調査は、先ほどのお話ではないですが、被災者の感情も考えれば、なかなか難しかったわけです。ただ、今後は何らかの形で活かすように、努力はしてまいります。
委員	1回目の2,300は、再調査をしないとおっしゃいましたよね。9月に2,300は調査したわけですよ。今回調査する3,000から2,300を引くと、700ですよ。それを300万円ですか。
建設課長	国からは杉並区の平均の家屋の面積でいいということですので、いままで調べた台帳を個々に見ながら、件数と平均値を用いて台帳を作成しますが、現地調査は行います。
会長	ほかにありますか。特にないようですので、それでは諮問第32号は決定ということにいたします。
報告第14号、諮問第33号、諮問第34号、諮問第35号、諮問第36号	
会長	次に報告第14号、諮問第33、34、35、36号について、一括して説明をお願いいたします。
法規担当課長	報告第14号、諮問第33号、諮問第34号、諮問第35号、諮問第36号について説明。
会長	それでは先に、報告第14号と諮問第33号について、質問、ご意見はございますか。
委員	<p>杉並区は日本の政府がやっているような一般のアスベストの規制よりも、ものすごく厳しく、とてもいいことだとは思っているのですが、折角、補助金を出していただくというのも、区民の税金ですから、うまく使っていただきたいと思っています。特に昭和50年以前の吹付けのアスベストに関しては、茶石綿や青石綿を使っていますので、発がん性のとてもきついものです。それ以降のものは若干弱くなっていて、1%ぐらいしか入っていないような材料になっていると思うのです。ですから、すべてのものを調査するのに補助金を出すというのは、一考してはどうかと思っています。</p> <p>確かに発がん性はあるのですが、これは壊したりして粉にして飛ばさない限り、危険はそんなにはないと思われる材料です。いちばん怖いのが、鉄骨の建物の被覆部分で使っているアスベストです。それを使っている現場、あるいは建物に関して、補助金の補填をするという形のほうが、無駄がないのではないかと考えているところです。</p> <p>もちろん一般のこういった所にも全部使っています。天井材にも入っていますし、壁材にも入っていますし、床にもみんなアスベストが入っています。これらは見えない粉じんですが、処理をしているときに粉さえ飛ばさなければ、それを吸うことはないですよ。昭和50年以前、それから3年以降ぐらいの鉄骨の建物が危険なものを使っていますので、そういったものに特に助成金を出してやるような形にしないと、一般のものにまでやりますと、折角予算があっても、あつという間になくなってしまうと思うのです。その点</p>

	を考慮していただいたほうがいいのではないかと思います。
会 長	審議会とはちょっとズレますが、貴重なご意見だと思います。いかがでしょうか。
環境課長	今日の補助金については、調査に関する補助金ということになりますので、例えば鉄骨の建物であっても、個人の住宅であっても該当するものになっております。ただ大きな建物については、補助金を30万円まで、個人の場合は15万円までという形で差を付けております。しかし今ご指摘がありましたように、実際に鉄骨への吹付け等はかなり問題になっておりますので、建築業界や土建組合など、いろいろな場で、できるだけ利用しやすい形で説明をさせていただきたいと考えております。
委 員	システム名の所に、「アスベスト含有建物等」とありますが、これはあるかどうか実態を判断するための調査ということで、必ずしも調査した所が全部使われていたということにはならないですね。
環境課長	ご指摘のとおりです。場合によっては調査の結果、アスベストではないという結果になる場合もあると思います。
委 員	それで「等」が付いているのですか。
環境課長	はい。
委 員	「アスベスト」と「アスベスト等」の区分があるのですね。
環境課長	はい。
委 員	吹付けがいちばん危険なものです。「アスベスト」というのは、アスベスト材が入った混入材の製品で、その違いですね。
環境課長	はい。説明するときにはなかなか難しいのですが、やはりご指摘のように、飛散性のものが危険だと思っておりますので、できるだけそういった所に、注意を呼びかけていきたいと考えております。
委 員	このお金を振り込むのは、どの時点で振り込むのでしょうか。
環境課長	最初に見積りを提出していただいて、こちらのほうで決定通知を出します。最終的に工事等が終わった段階で、報告を出していただきますので、そのときに清算という形で出させていただきます。
委 員	この書類では、工事をしなくても払うということになっていますよね。工事を前提としない調査も含めてとなっております。工事をしたならば、助成金を出してあげられると思うのですが、工事もしないで、ただ調査として、それこそなあなあでやることもできますから。
環境課長	工事ではなくて、調査が完了してからの報告書です。
会 長	台帳を作るために、調査を依頼するわけでしょう。そのときの記録項目が1から11までということですね。ほかにないようですので、報告第14号は報告を受けたこととし、諮問第33号は決定ということにいたします。 次に、諮問第34、35、36号のオンライン学習システムに関連する件について、いかがでしょうか。
委 員	こういうことを始めようとしたきっかけとか、動機とか、その辺のところをもうちょっとご説明いただきたいというのが1点目です。 それから、こういうソフトを作成している会社は複数あるのでしょうか。多分いろいろなソフトの中から選択・決定することになると思うのですが、その決定はどなたがやるのでしょうか。この2点をお願いします。
学校運営課長	動機ですが、まず限られた予算の中で、学校として効果的な教材を選ぶ必要があります。このたびのオンライン学習システムについては5万件の問題の中から、生徒の理解度に応じた問題が選択されて提示されます。例えば中学校3年生が1年生のときの数学でつまずきがあるといった場合に、その項目ごとに成績を判定して、それに合った問題が提示されます。自習学習として非常に効果的な教材であるということから、学校として選定したということです。 複数の業者があるかということですが、確かにこういった業者は複数あり

	ます。その中で学校の判断で、最的な教材を選定したものです。
委 員	学校長や担当教師などで、相談して決定することになるのですか。
学校運営課長	そのとおりです。
委 員	先ほど平成 17 年、18 年ということでしたが、今後はこれを杉並区全体に広げていく予定はあるのでしょうか。
学校運営課長	計画的に進めていく場合には、実施計画に掲載して、予算を確保して進めてまいります。現在のところ、効果等については検証の段階ですので、実施の上で効果があって、全学校で進めることがふさわしいということが判断できましたら、計画的な実施を図ってまいりたいと考えております。
委 員	このソフトは、まだ決定していないということによろしいのですよね。
学校運営課長	あらかじめ想定しているソフトがあり、その導入に際して、指導室または学校運営課のほうで、教育上またはセキュリティ上の判断をいたします。その上で個人情報に当たるものが含まれているということで、こちらの審議会に審議をお願いしているところです。
委 員	差し支えなければ、どこの会社のソフトか教えていただけますか。
会 長	それは関係ないですよ。要するにこの審議会は、業者にこういう形で出す場合の個人情報の委託条件を問題にすべきで、民間事業者がどこの会社かということをご議論しても、意味のないことです。
委 員	では、ほかの質問でいいですか。たぶんイメージするところは、放課後の教室で子供たちがパソコンに向かって練習問題を解くのですよね。そして練習問題を解いたものについては、このソフトを作った会社が添削をして生徒の所に届けて、それについては教員が学校の中で見ることができるというイメージかと思うのですが、そういうことによろしいのでしょうか。
学校運営課長	問題の解答は、あくまでも五者択一とか、添削を必要としないごく簡単な解答方式です。結果はハンドルネームで登録されて、そういったものが業者のサーバーに保管されるという状態になります。閲覧については、生徒本人がパスワードとハンドルネームを入れて閲覧をするという形で、管理をしていきたいと考えております。
委 員	先生は全然タッチしないのですか。
会 長	それはこのことは関係ないのです。基本的には、こんなことをやって意味があるかどうかという議論になってしまいますから。それはもう区の政策上の問題として、区は決めたわけですよ。
委 員	だから、ここの審議会は変ですよ。
会 長	それでセキュリティに関連する問題について、委託条件はこれによろしいのでしょうかというのが、ここに来ているわけです。
委 員	もうやることが決まっています、ここは何なのかなど。
会 長	だから、そうではなくて、これだけで足りるのか、あるいは多すぎるのかとか、この項目は要るとか要らないとか、ということをするのがこの委員会なのです。そもそも決まったそれについて、それが妥当であるかどうかということは、基本的にはこの委員会の職務内容というか、権限には属しないわけですよ。
委 員	ただ、やり方、進め方がどうなのかということ。
会 長	セキュリティに関してですね。
委 員	セキュリティに関してですが、やり方というの、ある程度お聞きしないとわからない場合も。
会 長	だから関連するわけですよ、ある程度。民間業者がどうだとか、それは関係ないでしょう。どこの業者へ頼もうと。大体こんなこと、学校でやる必要があるのかどうかという議論になってしまうのですよ。
委 員	この審議会では、個人情報著しく侵害されて、この事業は適切でないということになれば、中止の要請は当然できるわけですから。そういう点では少し弱めて論議されて、参考に何うということではないかなと思います。

	<p>ただ、参考に聞くことについては、全体の判断をするために非常に重要な要素になる場合もありますから、関係のないものは一切シャットアウトということにはならないと思いますが、深入りすぎてしまうのは駄目ですね、民間企業の名前を教えろとかね。これはまた別の話で、これから契約なさることでしょうから。というふうに考えます。</p>
委員	<p>そうするといまおっしゃったみたいに、もし、個人情報がかこれではちょっと不安だということで、このこと自体をやめるべきではないかというような、そういうのもできるわけですね。</p>
会長	<p>はい、それは可能です。だから、先ほどハンドルネームというのが出てきたでしょう。そんなのでは不十分だと。ここで皆さんそういう意見ならば、この諮問は不可ということで答申すればいいわけです。</p>
委員	<p>どこかの学校でこういうものをもうすでにやっている所があるというようなことをお聞きでしょうか。あったら教えてください。</p>
学校運営課長	<p>三鷹市と沖縄で同じようなソフトを実施しておりまして、それについてはお茶の水女子大の研究室のほうで、学習効果等があるという研究成果が出ております。</p>
委員	<p>沖縄というのは沖縄県でしょうか、沖縄県のどこの市長村だか、おわかりだったら参考までに教えてください。</p>
学校運営課長	<p>申し訳ありません。いますぐは出てきません。三鷹市のほうは資料がありました、沖縄県の何市かという資料は、すぐには出てきません。</p>
委員	<p>基本的には希望者がこれを使うことになるわけですね。クラス全員が残る形ではないですね。</p>
学校運営課長	<p>はい、放課後の自習学習です。</p>
委員	<p>それで、ハンドルネームというのは全員に付けないで、希望者だけが先生に申し出て、希望者がハンドルネームを先生に、例えば、私はコンドルだとか、私はトラだとか、そういうような形で希望者が先生に届け出て、その届け出た希望者だけがハンドルネームを持つことになるのか、あるいは、要するに生徒、何百人いるかわかりませんが、全員がハンドルネームを持たないとその効果が出ないのか、その辺はどうなのでしょう。</p>
学校運営課長	<p>あくまでハンドルネームは架空の名前で、全員が登録する必要はありません。ですから、当初その希望を取って、自習学習に参加する生徒を集めて、その方々にハンドルネームを考えさせる。また、ここでいう利用番号についても、出席番号ではなくランダムな数字を選びまして、そういった形で本人が特定できないような表を作ります。一度登録したら、それについては一切閲覧をしないように保管します。基本的には、生徒の成績については、教師は閲覧しないという原則です。</p> <p>生徒が希望して指導を求める場合には、そういった成績を示して、教えてもらうことはあるということで、基本的には、生徒があくまで自分の成績は自分で閲覧するという形を取らせていただこうと思います。</p>
委員	<p>そうすると、教育効果を確認するためには、例えば、利用者が1人や2人では意味がないわけですね。学校としてその教育効果のチェック、教育効果があるのかどうかということ調べるためには、やはり数十人単位で、いわば、やりなさいよというように生徒に促していくというようなことはないのですか。</p>
学校運営課長	<p>実施にあたりましては事前に、個人情報のこともありますし、また、こういったオンラインソフトを使うということも、新しいことですので、保護者に対して説明をしております。それで、保護者が納得をして、自分の子供に使わせたいということで、了解して参加していただく。</p> <p>もちろん、その効果というか、当然、1人ひとりの学習効果ですので、人数に限らず、1人であっても十分な学習効果があります。</p>
委員	<p>その学習効果の検証というのはどなたがするのでしょうか。</p> <p>もう1つは子供が、この学校に設置してあるパソコンの前に座って、この</p>

	学習ソフトではない所にアクセスすることができるようになっていきますか。
学校運営課長	すでにサーバーにはアクセス制限をかけていまして、そういう接続会社からいろいろな制限をかけております。学校では通常、授業でそのパソコンルームのパソコンを使っています、生徒が見るべきでない画面には飛ばないようにしております。
委員	見るべきでない画面ではなくて、このソフトにしか、このソフトについての情報を扱う業者のサイトにしか、接続できないようになっているかどうかということをお聞きしたのです。
学校運営課長	パソコンルームのパソコンにソフトをインストールして、そのソフトを起動させると当然このソフトが起動しますが、例えばインターネットを見たいとか、ほかの学習をしたいというときには別のソフトを起動させて、パソコンを動かすことは可能です。
委員	検証についてはどこの機関のどなたが。学習効果が上がったか上がらないかの検証は、どなたがするのかということをお聞かせください。
学校運営課長	このソフトによって直接にどれぐらいの効果があるかということは、特に、検証は難しいところですが、杉並区の中学校については東京都の学力調査、また、併せて区独自の学力調査を毎年実施していきまして、それについて毎年検証しております。
委員	学力テストが検証するわけではないですよね。誰が検証するのですか。
学校運営課長	そのソフトの成績については、一切閲覧しませんので。あくまでこれは個人の学習効果で、生徒本人が閲覧するのみでして、この学習がどの程度達成されたかというようなことは、特に、成績としては出さないということと考えております。
委員	出す出さないではなくて。
会長	それは、関係のないことですよ。
委員	いま問題になっているのは、要するに学校がパソコンを提供して、業者と生徒個人がやり合っているだけです。じゃあ、何のためにこんなのを学校でやるのか、学習効果を測るのだったら、指導担当の教官なり先生が、この生徒はどのぐらいの成績で、どういう効果が上がっているかということで、何か統一的に業者とつながりながらそういうものをチェックするとか、そういう中で電算上の、要するにいろいろな個人情報、学校の中で漏れて問題が起こるかどうかをいま議論しているのですよね。 だから、単に生徒と業者の間だけで、ほかの生徒は入力しても、ほかの生徒の情報は全然わからないという程度のものなのか、学校のほうで何か確認する手段があるのかということ。そこを教えてください。
学校運営課長	いま想定していますのは、あくまで生徒個人の問題練習ということにして、特にそれによって学年の成績を出したり、そういった検証、外部的に統計を出すということは想定しておりません。個々の生徒の成績を教師として見ますと、どうしても成績評価の中で、心理的にひきずられる部分があるだろうと。そうすると安心して生徒がその教材を使って励むことができない。このため、自習学習の結果については、成績評価には結びつけないという考えで行う予定です。
委員	どういう形態でやるのかということが私ちょっとよくわからないのですが、こういう年齢からして、たった1人だけでやるということもないのではないかと。ですから、友達のハンドルネームとかパスワードを知る可能性は高いのではないかと思うのです。そういうことでほかの人の学習動向、結果を見る可能性が出てくるのではないかと心配があるのですがいかがでしょうか。
学校運営課長	ハンドルネームのほかにパスワードを必ず入力することになっていまして、これについては本人のみがわかる。学校のほうで記録もしませんので、そのパスワードについて、教え合うというようなことがありましたら確かにそのとおりで、ハンドルネームとパスワードで他人の成績を見ることができ

	てしまうということはありません。その点については保護者説明会等で十分説明をして、そういったことがないようにしていきたいと考えております。
会 長	ほかにございますでしょうか。
委 員	採択するか保留にするかについて申し上げてもよろしいですか。
会 長	はい。
委 員	疑問にお答えいただけないことがいくつかありましたので、安心できませんので私はこの採択を保留とします。34、35、36 ですね。
会 長	では議事録にとどめておきます。
委 員	やはり中学生の子供たちの気持から考えると、保護者にいくら説明しても、保護者と中学生の子供たちと、必ずしも一致しないところもありますし、情報が本当に守られるかということについては大変不安を感じますので、私も保留いたします。
会 長	では、保留お二人で、その他の方は賛成ということでもよろしいですね。そうしますと、諮問 34、35、36 はいま申し上げた保留お二人の上で決定ということにします。 そうすると、一応本日の諮問については、全部決定ということになったわけですが、これから答申文案を配付しますので少しお待ちいただきたいと思っております。
(答申文案配付)	
会 長	大体お読みいただけたかと思えます。(案) となっておりますが、この決定でよろしいでしょうか。
(異議なし)	
会 長	それでは(案)を外して区長に答申していただきたいと思えます。 次に事務局からすでに話がありましたとおり、個人情報の紛失に関する件について説明をお願いします。
区長室長	「和泉北学童クラブにおける個人情報の紛失について」について説明。
委 員	3回目ですね。
会 長	2回目ではないですか。
委 員	3回目です。生活保護家庭の名簿を、自転車の籠に入れておいて取られた。それから上荻保育園。4回目もあるのでしょうか。
委 員	学童クラブの名簿ということは、昼間は留守家庭だということがわかってしまうわけですね。
委 員	電話番号を変えるとというわけにいかないですね。
委 員	本当に怖い。
委 員	注意してもらわなければ困りますね。だけど、泥棒は留守かどうか確認してから入るからね。その紙を見て入るわけではない、もちろん住所の所は行くけど。留守かどうかを確認してから入りますよ。
委 員	それでもかなりの情報ですよ。
会 長	区としては周知徹底ですね。
区長室長	誠に申し訳ありません。慌ててもその個人の住所と電話番号だけをきちんと控えて、そこで飛び出して行けば良かったのですが、それを持って出たという、その不注意をきちんと改めていきたいと思えます。この学童クラブだけではなく、このような職場には徹底するようにはしておりますが、二度とこういったことがないように改めて注意を喚起したいと思っております。
会 長	これで3度目だということがあるので、本当に気をつけていただきたいと思えますね。
委 員	この児童館の職員というのは正規の区の職員ですか。では、訓練は受けているわけですね。
会 長	それでは区としても、この職員に対する処遇問題等々は、今後行うわけですね。
区長室長	はい、当然きちんとした対応をさせていただきます。

委 員	<p>3回ということも重要ですが、単に職員の情報モラルを高めるだけではこの問題は永遠に解決されないと思うのです。ですから何か、外部に持ち出す時の手立てというのを、その業務ごとに考える必要があるのではないかと。それでないと職員に負担ばかりかかってしまうわけで、業務をやっていたら、そのことが自然に確保されるような仕組みを考えるべきではないかと思えますね。</p> <p>例えば国民健康保険の滞納整理の書類を、自転車に積んでおいて無くしたという例が他の団体であります。自転車で載せないように、きちんとした鞆に入れるということにしておけば、これは無くなるわけですね。それを適当に入れる。この場合もたぶん、適当にどこかに入れたのだと思います。きちんとしたケースボックスに入れてきちんと持っていて。</p> <p>昔のように紐にゆわえつけてとか、そこまではいきませんが、何かシステムを検討しないと、職員の方に負担ばかりかかってしまう感じがして、気の毒だと思います。悪意を持ってやったわけではなく、やはり不注意ですからね。そここのところはやはりシステムとしてカバーしておかないとまずいと思います。だから、是非検討していただきたいですね。</p>
区長室長	<p>ありがとうございます。私ども具体的に、どういうことをしたらいいのかということを考えて参りたいと思います。やはり職員も非常に、個人情報を守っていかうという意識はあっても、ついそういうようになってしまう。例えば、鞆を持って出る場合の注意点など、より具体的な方策を考えていきたいと思っております。</p>
会 長	<p>十二分に注意してやってください。 それでは次回の審議会の日程について、事務局からお願いします。</p>
法規担当課長	<p>次回の審議会は2月14日（火）の2時から開催させていただければと思いますので、よろしく願いいたします。</p>
会 長	<p>以上で第4回の審議회를終了いたします。本年はどうもありがとうございました。</p>